

（制動装置）

第274条 走行中の一般原動機付自転車（付随車を除く。以下次項及び第3項において同じ。）の減速及び停止等に係る制動性能に関し保安基準第61条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項の基準とする。

2 一般原動機付自転車（次項の一般原動機付自転車を除く。）には、次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

一 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ ブレーキ系統のそれらを保護するため、それらに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の当該保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から液漏れ若しくは空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により、それらから液漏れ若しくは空気漏れが生じるおそれがあるもの

ハ ブレーキ・ロッド若しくはブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

ニ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛り等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの

ホ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

ヘ ブレーキ・ホースが著しくねじれを生じているもの

ト ブレーキ・ペダルに遊び又は床面とのすきまがないもの

チ ブレーキ・レバーに遊び又は引き代のないもの

リ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

ヌ その他、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

二 制動装置は、かじ取性能を損なわない構造及び性能を有するものであり、かつ、ブレーキの片ぎき等により横滑りを起こすものではないこと。

三 制動装置は、平坦な舗装路面等で確実に当該一般原動機付自転車を停止状態に保持できること。

四 次に掲げる制動装置のうちいずれかを備えること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあつては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなす。

イ 二輪の一般原動機付自転車及び車輪の配置が非対称である三輪の一般原動機付自

転車であって最高速度が50km/hを超えるものにあつては、2個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動する主制動装置

ロ 車輪の配置が対称である三輪の第一種一般原動機付自転車であって最高速度が50km/hを超えるもの及び車輪の配置が対称である三輪の第二種原動機付自転車にあつては、駐車制動装置並びにすべての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又はすべての車輪を制動する足動式の連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。なお、連動制動機能を有する主制動装置を備える場合において、補助主制動装置の代わりに駐車制動装置を備えるものであつても良い。

ハ 四輪を有する一般原動機付自転車にあつては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

五 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

六 主制動装置の制動液は、それによる配管の腐食又は原動機等の熱の影響による気泡の発生等により、当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

七 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。

イ 制動液の液面のレベルを容易に確認できる、透明若しくは半透明なリザーバ・タンク又はゲージを備えたもの

ロ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ハ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けないで容易に確認できるもの

八 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。

九 分配制動機能を有する主制動装置を備える自動車にあつては、操作装置に90N以下の力が加わったときに液圧式伝達装置が故障した場合及び制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が自動車製作者等の指定する量又は制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量のうちいずれか多い量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えなければならない。

十 走行中の一般原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備えた一般原動機付自転車にあつては、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置（四輪の一般原動機付自転車にあつては、黄色警報装置、^{とう}橙色警報装置又は赤色警報装置）を備えたものであること。

3 最高速度50km/h以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第4号を除く。）

に適合する2系統以上の制動装置であつて、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

- 一 二輪の一般原動機付自転車にあつては、2個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動する主制動装置
- 二 車輪の配置が対称である三輪の一般原動機付自転車にあつては、駐車制動装置及び次に掲げるいずれかの制動装置
 - イ 2個の独立した主制動装置によりすべての車輪を制動するもの（連動制動機能を有する主制動装置を除く。）
 - ロ 分配制動機能を有する主制動装置
 - ハ すべての車輪を制動する連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。
この場合において、補助主制動装置の代わりに駐車制動装置を備えるものであつてもよい。
- 三 四輪を有する一般原動機付自転車にあつては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置
- 4 付随車とこれを牽引^{けん}する一般原動機付自転車とを連結した状態において、走行中の一般原動機付自転車の減速及び停止等に係る制動性能に関し保安基準第61条第2項の告示で定める基準は、制動装置が堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていることとする。